

第 103 回あるべき税制委員会、第 120 回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

令和元年 10 月 30、合同委員会で、財務省の陣田参事官から「経済の電子化に伴う課税への対応」についてお話をいただき、その後経団連事務局よりコメントをいただきました。資料は別添です。

話の概要は以下の通り。

第 1 の柱として、経済の電子化に対応し、PE の定義や市場国で課税できる利益についての国際課税原則を見直し、市場国で生み出された価値に見合った課税権を市場国に配分。具体的には、①物理的拠点の有無によらず、市場国に一定額以上の売上等があればネクサス（課税根拠）を認定。②消費者向けビジネスを行う、全世界で一定額以上の売上等がある多国籍企業を対象を限定。③市場国への配分額は、企業グループ全体の通常利益を超える利益の一部（「利益 A」）とする。

第 2 の柱は、全ての多国籍企業グループが最低限の法人税負担をすることを確保するため、以下のルールを導入。(1) 軽課税国にある子会社等へ帰属する所得を最低税率まで親会社の国で課税、(2) 軽課税国にある関連企業への支払い（例：使用料）に対し、支払会社の国が課税。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。